

審第5657号-1

答申第642号

令和8年2月19日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年1月5日付け病経管第1773号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第900号

平成29年11月21日付けで審査請求人から提起された、平成29年10月3日付け病経管第1234号で行った行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成29年10月3日付け病経管第1234号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分欄に記載した情報を開示すべきである。
- 2 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月4日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県がんセンターで2015年12月、食道がんを患う県内の60代男性が食道摘出の手術を受けた際、医師らが機器の操作ミスで止血に手間取り、約2リットルの大量出血があったのに、患者側に伝えていなかった件に関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、事故報告書、公金支出に関する文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、報道、広報誌、電話またはその他のメモ、礼金の有無や金額、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、取材の依頼文、調査資料、配布資料、会見の資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、その他の出席者、上記の

添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「患者情報の厳正な管理の徹底について」（以下「対象文書1」という。）、「平成28年度第5回医療安全対策会議副看護局長部会 資料」（以下「対象文書2」という。）、「平成28年度第5回医療安全対策会議副看護局長部会 議事録」（以下「対象文書3」といい、対象文書1ないし3を併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、対象文書2及び3に関して本件部分開示決定を行い、対象文書1に関して平成29年10月3日付け病経管第1234号で行政文書開示決定（以下、本件部分開示決定と併せて「本件各決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、平成29年11月21日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条第5号、6号に該当しない。

本件不開示情報は、いずれも、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

処分庁は、本件開示請求を限定的に解釈しており、できるだけ文書を開示しないように努めている。

医療過誤が起きたにもかかわらず、事後的な文書だけでもあまりに少なすぎるうえに、医療過誤が起きる前の本件に関する文書や医療過誤直後の文書等も特定すべきである。患者本人や家族との文書や収集した新聞記事等の切り抜き等もである。

添付書類や鑑なども開示すべきである。

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

審査請求人は、処分庁と複数、行政訴訟をしてきたが、文書の隠蔽が著しく、到底、情報公開条例の規定に基づく公務とは言えないものであり、情報公開に関して職員の意識改革や職員研修を実施すべきである。

したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 不開示部分の不開示事由非該当性

ア 不開示部分が記載されている文書は、弁明書にもあるとおり、がんセンターが記者会見事案を検討した内容であり、開示文書からも、あくまで予定であり変更はありうるという趣旨が示されている。ゆえに、一般に、確定情報であると断言することはできない。公権力が如何なる時期にどこまで事実関係を確認できていたかを主権者が事後的に検証することに資することも、条例の前文、1条及び3条並びに同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。処分庁は「特定の者」が誰なのかを何ら明示しておらず、何を不当な利益もしくは不利益であるのかも述べていない。公権力が如何なる時期にどこまで事実関係を確認できていた

かを主権者が事後的に検証することは、外部からの圧力や干渉等とは、到底、言えないものである。

したがって、5号には該当しない。

イ がんセンターによる記者会見事案の再発防止策等の対応状況・方針は、主権者が、本件についてあるいは今後の類似の事案について千葉県が如何に再発防止策等を講じるべきか、如何にその対応や方針を決定するかを判断するうえで、不可欠な情報である。行政監視は情報公開の主目的であるが、この精神に反する処分は許されないというべきである。主権者が情報公開で入手した証拠をもとに改革や改善を求めることを外部からの圧力や干渉等と主張するとは、日本国憲法第15条第2項に違反するため、真摯に反省し、主権者に謝罪すべきであり、担当職員を懲戒すべきである。

したがって、6号には該当しない。

ウ 本件が医療過誤事件であるにもかかわらず、担当医の氏名等を開示しないとはインフォームド・コンセントの権利を著しく侵害している。本件の対象情報は患者さんの氏名等を除いて、今後、千葉県がんセンターや当該医師らにより医療を受けるおそれのある患者さんやその御家族の生命や健康等を保護するために開示すべき十分な理由があるというべきである。

したがって、公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、本件各決定に対する本件審査請求はこれを棄却するとの裁決を求める。

2 対象文書の特定及び内容について

(1) 対象文書の特定について

実施機関は、本件請求に対し、対象文書1ないし3を特定し、本件各決定を行った。

(2) 対象文書の内容について

ア 対象文書1は、千葉県病院局長が平成28年7月27日付け病経管第705号で、経営管理課長及び各病院長に対し、患者情報の厳正な管理の徹底に関し

て、周知するため通知した文書である。

イ 対象文書2は、平成28年8月4日に開催した「平成28年度第5回医療安全対策会議副看護局長部会」（以下「会議」という。）で使用した資料である。

本件会議資料は「次第」と「資料1～5」で構成されており、「次第」は、会議の議事項目を内容とする文書であり、「資料1～5」は、会議の議事内容を説明するための文書である。

その内容は以下のとおりである。

(ア) 次第 会議の議事項目を示したものである。

(イ) 資料1 千葉県がんセンター（以下「がんセンター」という。）において、平成28年7月21日に実施した記者会見（以下「記者会見」という。）の概要を会議で説明したものである。

(ウ) 資料1-2 記者会見で説明した事案（以下「記者会見事案」という。）の発生事由等について検討した内容を会議で説明したものである。

(エ) 資料2 記者会見事案の再発防止策について検討した内容を会議で説明したものである。

(オ) 資料3-1 対象文書1について、会議で説明したものである。

(カ) 資料3-2 記者会見事案について報道された内容を会議で説明したものである。

(キ) 資料4-1 インフォームド・コンセントに係る説明事項について、千葉県病院局長通知を会議で説明したものである。

(ク) 資料4-2 インフォームド・コンセントに係る説明事項について、会議で説明したものである。

(ケ) 資料5 有害事象発生レポート（案）について、会議で説明したものである。

ウ 対象文書3は、会議の議事録である。

3 処分の理由について

(1) 不開示部分について

ア 対象文書2で不開示とした部分

対象文書中2中、資料1-2は条例第8条第5号に、資料2は条例第8条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 対象文書3で不開示とした部分

対象文書3中、がんセンターの発言部分については、条例第8条第5号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第5号該当性について

対象文書2の資料1-2及び対象文書3記載のがんセンターの発言部分は、がんセンターが記者会見事案を検討した内容であり、事実関係の確認が不十分な情報である。よって、当該情報を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものである。

(3) 条例第8条第6号該当性について

対象文書2の資料2は、がんセンターによる記者会見事案の再発防止策等の対応状況・方針に関する情報である。よって、当該情報を公にすることにより、当該事務の性質上、外部からの圧力や干渉等の影響が起こることとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

4 弁明の内容

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

また、本件不開示情報は、いずれも、条例第8条第5号、第6号に該当しない。本件不開示情報は、いずれも、条例第10条に該当する旨主張する。

しかしながら、前記3に記載のとおり、条例第8条第5号又は第6号の不開示情報に該当するものであり、また、本件不開示情報は、公にすることにより、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないため、条例第10条には該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各決定について

当審査会が見分したところ、本件対象文書には千葉県がんセンターでの手術中に発生した事例（以下「本件事例」という。）の事後対応に関する内容が記載されていることが認められた。

実施機関は、対象文書1について全面的に開示し、対象文書2及び3については、別表の不開示部分の欄に記載の各情報を不開示としている。これに対し、審査請求人は、本件各決定を取り消すべき旨主張している。そこで、対象文書2及び3の不開示部分の決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 対象文書2

ア 資料1-2

資料1-2の不開示部分には本件事例に関する情報が記載されており、実施機関は条例第8条第5号に該当すると弁明している。

対象文書2のうち、開示されている記者発表資料には、本件事例が高周波手術装置に関するものであること及び本件事例の原因は当該装置の接続の不備であることが記載されており、当審査会が見分したところ、当該不開示部分は概ねこれと同様の内容であった。

そうすると、当該不開示部分の情報を公にすることによる影響は限定的なものであり、これを公にすることにより出席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

よって、当該不開示部分は条例第8条第5号に該当しないため、開示すべきである。

イ 資料2

対象文書2に記載されている医療安全対策会議（以下「本件会議」という。）は、「医療安全対策会議設置要綱」に基づき設置されている会議であり、各県立病院の医療安全管理室長、安全管理者等が構成員となり、各病院における医療事故の防止対策と発生時の対応に関する事項等について、検討、情報交換等を行うものである。

本件会議の情報の取扱いについて当審査会が事務局職員をして実施機関に聴き取りを行なわせたところ、医療は本質的に不確実性があることから、あらゆる可能性を排除せず原因究明を行う必要があり、また、医療安全管理体制において

有効な安全管理対策を立てるためには、会議体内で自由な意見交換が保障される必要があるため、本件会議での報告内容及び意見交換内容が「非公開」でなければこれを保障することができない、ということであった。

そうすると、本件部分開示決定の不開示部分に本件会議で報告及び検討が行われた事例の当事者、内容、原因、対応状況に係る情報（以下「報告及び検討に関する情報」という。）が含まれる場合には、これらを公にすることにより、外部からの干渉、圧力等に対する懸念などから、出席者が具体的、多角的な意見の表明を控えるなどして、真相の究明と再発の防止を目的とする本件会議の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

資料2の不開示部分には、本件会議での報告及び検討に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、前述したとおり、本件会議の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該不開示部分は条例第8条第6号に該当し不開示とすることが妥当である。

(2) 対象文書3

対象文書3の不開示部分は、前記(1)イと同様、条例第8条第6号に該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

(1) 実施機関は本件部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分欄に記載した情報を開示すべきである。

(2) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成30年 1月 5日	諮問書及び反論書の写しの受付
令和 7年 7月28日	審議
令和 7年 9月24日	審議
令和 7年10月30日	審議
令和 7年11月26日	審議
令和 7年12月24日	審議

別表

対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
2 資料1-2	資料1-2の全体	資料1-2の全体
資料2	資料2の本文	
3 議事録	4 概要のがんセンターの発言部分	

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)